

千葉市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求(18千監第160号)に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成19年5月7日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	森茂樹
同	立石悟

第1 請求の受付

1 請求の要旨

1、 千葉市職員互助会一般会計の繰出金は評議員会資料(証-1~証-5)によれば互助給付金給付事業特別会計、再任用職員等互助給付金給付事業特別会計の掛金と、派遣職員給付事業等特別会計の負担金に充当されているが、その残余は貸付事業特別会計および互助会資金積立基金(別途積立基金、厚生施設建設および整備積立基金)に繰り入れられている。

しかし、貸付事業特別会計の財務諸表には取引の記録はなくいきなり基本金の増額として計上されているので前年度との継続性は保たれておらず、また積立基金の増額もその年度の積立金計上額に何の説明も無く黙って上乗せ計上されている。そのように巧妙に決算書に計上された金額は次のとおりである。

	貸付金特別会計	積立基金	
13年度	40,000,000円	14,400,000円	
14年度	30,000,000円	34,660,000円	
15年度	20,000,000円	49,250,000円	
16年度	50,000,000円	41,200,000円	
17年度	0円	1,098,000円	
合計	140,000,000円	140,608,000円	280,608,000円

この繰り入れの結果、平成18年3月末の貸付事業特別会計の財産は約15.8億円、また別途積立金は2.75億円、厚生施設建設および整備積立金は約2.76億円となり、合計では約21.31億円が「貯め込まれる」ことになった。

2、 違法判例もある互助会給付金給付事業は千葉市では、平成18年3月末で解散・清算されたが、互助会会員自らの拠出金の83.3%はこの給付事業の掛金に当てられてきており福利厚生事業のための財源はもっぱら千葉市からの補助金に拠ってきたのが現実である。

このような仕組みの中で、千葉市職員互助会が上記のような特別会計、積立基金への繰り入れを毎年不明瞭な形で行ってきた事は、千葉市、千葉市議会、納税者・市民への裏切り行為と言ってもよい。

3、 このことは一方で、千葉市が補助金を不必要に助成したことを意味しており、且つ平成14年3月1日付財政部長通知(証-6)の、「補助の目的効果」に合致せず、また「補助金額の算定が適正かを確認して金額の確定」をしていなかったことは明らかである。

また、当然の事ながら地方公務員法42条の目的からも外れ、公益性に欠けた補助金の支出であることは言うまでもない。

については監査委員は 過去5年間の上記金額280,608,000円および年5分の利息を千葉市職員互助会に返還請求するよう、また 互助会は使用目的も無いと思われる「貯め込み金」を巨額に保有していることから今後少なくとも10年間は

補助金の支出を打ち切るよう千葉市長に勧告されたい。

また、16年度貸付金特別会計における貸借対照表の貸倒引当金は4,000,000円(前年度3,000,000円+当年度計上1,000,000円)である筈なのに2,159,981円とされ1,840,019円が不足となっている。裏返せばこの1,840,019円の現預金が「消失」したことを意味しており、互助会福祉事業の財源の殆どが補助金すなわち税金によるものであるとの観点からの、徹底した調査をお願いしたい。

なお、上記財務部長通知により、補助金の年度中の支払いは概算払いであり、事業完了後に実績報告を求め精算されるのであるから、17年度補助金の精算行為は少なくとも18年3月末以降となる。

また、上記評議会資料(証-1~証-5)は通常一般には知ることは不可能であり、当方の19年1月31日の情報公開請求(証-7)等により入手(結果的には情報提供)したものであることを付言しておく。

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

2 請求人(略)

3 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成19年3月9日付けで監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

千葉市(以下「市」という。)が、千葉市職員互助会(以下「互助会」という。)に対し平成13年度から同17年度までの間(以下「過去5年間」という。)に支出した補助金が適正であるか否か。

2 監査対象部局

総務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成19年4月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は新たな証拠として、事実証明書等を基に作成した互助会事業決算額の各年度の集計表を提出するとともに、請求書中13年度の貸付金特別会計の「40,000,000円」は「50,000,000円」に、積立基金の「14,400,000円」は「4,400,000円」に、合計の貸付金特別

会計の「140,000,000 円」は「150,000,000 円」に、積立基金の「140,608,000 円」は「130,608,000 円」に、互助会会員自らの拠出金の「83.3%」は、「少なくとも83.3%」に訂正した。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、総務局職員が立会った。

4 関係職員等の陳述

平成19年4月11日に総務局職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

5 関係人の調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、互助会の事務局職員に対し、関係人としての調査を行った。

6 監査委員の交替

識見を有する者のうちから選任された小川清監査委員に替わり、平成19年4月1日付けで古川光一監査委員が引継ぎ、監査を実施することとなった。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 互助会について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第42条では、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と定めている。市では、この職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について実施される事業（以下「福利厚生事業」という。）について、職員医務室の運営、ライフプランセミナーの実施等の事業を直接実施するほか、その一部を互助会を通じて実施している。

互助会は、「千葉市職員の共済及び福利増進を図る」ことを目的として、昭和33年7月1日に設立され、会員で定めた千葉市職員互助会規約（以下「規約」という。）により運営されている任意団体である。

会員は、市の職員（互助会職員、市職員労働組合職員及び公益法人等へ派遣されている退職派遣者を含む。）であるが、臨時に雇用される職員及び常時勤務を要しない職員並びに学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定する職員）は除かれている。

役員は、会長、副会長、理事、評議員、監事となっており、会長は、昨年度までは職員の福利厚生を担当する助役、すなわち総務局担任助役があたっていた。今年度からは自治法の一部改正により助役制度が廃止され副市長が設置さ

れたことに伴い、総務局担任副市長があたっている。

運営財源は、会員の掛金、市からの補助金、市の職員が派遣されている公益法人等からの負担金、諸収入である。

(2) 互助会の過去5年間の事業について

規約第3条の規定により互助会は福利厚生事業及び給付事業を行うこととしていた。

福利厚生事業は、規約第25条各号の規定により、食堂、喫茶、売店、理髪等の施設の経営、職員会館の管理運営、資金の貸付、保養所の管理運営、その他必要な事業とされていた。

また、給付事業は、規約第27条各号の規定により、結婚祝金、永年勤続祝金、傷病見舞金、災害給付金、弔慰金、医療給付金、銀婚祝金、育児休業者見舞金、互助給付金、その他理事会において必要と認める給付とされていた。

(3) 互助会の過去5年間の決算について

過去5年間における一般会計の収入及び支出の決算額は、表1のとおりである。

表1

(単位：千円)

	区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
収入	会員掛金	357,746	357,363	352,854	345,701	343,215	1,756,879
	市補助金	375,300	378,974	354,400	334,000	282,435	1,725,109
	負担金 (公益法人等)	890	1,464	19,389	12,939	12,127	46,810
	諸収入	33,499	30,437	27,108	28,101	10,737	129,880
	合計	767,435	768,238	753,751	720,740	648,513	3,658,678
支出	厚生事業費	299,390	260,163	242,952	229,062	261,501	1,293,068
	給付事業費	51,947	53,578	58,547	67,520	65,240	296,832
	繰出金	367,441	405,042	406,391	380,284	288,071	1,847,229
	事業総務費	48,657	49,455	45,861	43,874	33,701	221,548
	予備費	0	0	0	0	0	0
	合計	767,435	768,238	753,751	720,740	648,513	3,658,678

千円未満を四捨五入しているため、合計額と内訳の計が一致しない場合がある。

表1に掲げる繰出金の金額並びに事業総務費のうち平成13年度から同16年度の1,000万円及び同各年度の300万円は、表2に掲げる充当先に繰り入れられていた。

過去5年間の充当先における繰入金の決算額は、表2のとおりである。

表2

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
貸付事業特別会計	50,000	30,000	20,000	50,000	0	150,000
別途積立基金	7,200	22,330	29,625	25,600	0	84,755
厚生施設建設及び整備積立基金	7,200	22,330	29,625	25,600	1,098	85,853
小計 ~	64,400	74,660	79,250	101,200	1,098	320,608
互助給付金給付事業特別会計	313,041	331,308	327,427	285,545	281,732	1,539,052
再任用職員等互助給付金給付事業特別会計	0	0	2,152	2,532	4,266	8,950
派遣職員給付事業等特別会計	0	9,074	7,562	1,008	975	18,619
退職手当積立基金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
合計	380,441	418,041	419,391	393,284	291,071	1,902,229

千円未満を四捨五入しているため、合計額と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 貸付事業特別会計について

貸付事業は、規約第25条第3号に資金の貸付として規定され、「千葉市職員互助会住宅資金貸付規程」、「千葉市職員互助会災害貸付規程」及び「千葉市職員互助会通勤定期券購入資金貸付規程」を定め、次のとおり実施している。

住宅貸付

会員が自らの用に供する住宅の新規購入、増改築及び土地を購入する際に貸付を行う。

災害貸付

会員が災害を受け、自らの用に供する住宅を復旧する際に貸付を行う。

通勤貸付

6か月又は3か月の通勤定期券価額相当の通勤手当が支給されるまでの間、一時的に購入資金を必要とする場合に貸付を行う(平成16年度事業開始)。

過去5年間における貸付事業特別会計の繰入額及び資産の状況は表3のとおりである。

表3 (単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
繰入額	50,000	30,000	20,000	50,000	0	150,000
年度末資産	1,455,396	1,492,025	1,518,669	1,573,346	1,579,956	-

また、過去5年間における貸付事業特別会計の新規貸付及び年度末の貸付残高は表4のとおりである。

表4 (上段：新規貸付実績額 下段：新規貸付件数 単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
住宅貸付	27,150 (12件)	27,000 (11件)	16,000 (6件)	40,850 (17件)	12,000 (4件)	123,000 (50件)
災害貸付	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)
通勤貸付	-	-	-	681 (8件)	913 (9件)	1,594 (17件)
合計	27,150 (12件)	27,000 (11件)	16,000 (6件)	41,531 (25件)	12,913 (13件)	124,594 (67件)
年度末貸付残高	403,613	336,805	312,710	310,823	283,733	-

(5) 積立基金について

別途積立基金並びに厚生施設建設及び整備積立基金(以下「積立基金」という)は、「千葉市職員互助会資金積立基金規程」に基づき積み立てられているものである。

積立基金の用途は、上記規程により次のとおり定められている。

ア 別途積立基金

経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための経費

災害により生じた経費

緊急に実施することが必要となった事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費

イ 厚生施設建設及び整備積立基金(以下「施設積立基金」という。)

厚生施設の建設及び整備に要する費用の財源

過去5年間における積立基金の積立額及び年度末現在高の状況は表5のとおりである。

表5

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
別途積立基金 (年度末現在高)	7,200 (197,701)	22,330 (220,031)	29,625 (249,656)	25,600 (275,256)	0 (275,256)	84,755 (-)
施設積立基金 (年度末現在高)	7,200 (197,701)	22,330 (220,031)	29,625 (249,656)	25,600 (275,256)	1,098 (276,354)	85,853 (-)
合計 (年度末現在高)	14,400 (395,402)	44,660 (440,062)	59,250 (499,312)	51,200 (550,512)	1,098 (551,610)	170,608 (-)

(6) 互助会への補助金の交付について

互助会への補助金の交付手続について、支出負担行為伺書等の補助金に係る文書を確認したところ、市は、補助金の交付にあたり、千葉県職員互助会補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第4条に規定する「互助会事業補助金交付申請書」、「事業計画書」及び「収支予算書」等の提出を受け、同第6条に規定する「互助会事業補助金交付決定通知書」により交付決定を行っていた。

交付に際しては、補助金交付要綱第10条第2項に規定する「互助会事業補助金分割事前請求書」の提出を受け、概算払いにより5月、7月、10月及び1月の年4回に分割し事前交付していた。

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の完了後には補助金交付要綱第8条に規定する「互助会事業実績報告書」、「収支決算書」及び「事業報告書」の提出を受け、その後、同第9条に規定する「互助会事業補助金額確定通知書」により金額の確定を通知していた。

以上の規定により、市は互助会に対し毎年度補助金を支出しており、過去5年間の合計額は17億2,510万8,840円である。

2 監査対象部局の説明

(1) 互助会への補助金の交付手続について

補助金交付にあたっては、補助金交付要綱に則り、互助会から提出された「互助会事業補助金交付申請書」、「事業計画書」及び「収支予算書」等の内容を審査し、会員掛金の額を基に補助金の額を算定し、補助金の交付決定を行い、概算払いにより分割して事前交付し、事業完了後に「互助会事業実績報告書」、「収支決算書」及び「事業報告書」の提出を受け、内容を審査し補助金の額を確定している。

(2) 補助金の交付理由について

市は、地公法第 4 2 条に定める市の責務としての福利厚生事業の一部を、互助会を通じて実施しており、互助会が行う福利厚生事業は市で直接実施する福利厚生事業と同様に、公益性がある。

そこで、市は互助会に補助金を交付し、互助会を通じて福利厚生事業を実施することは、職員の心身の健康を確保し、生きがいのある充実した生活を実現し、職員が安心して公務に専念して公務能率を高めることに繋がり、結果として市民サービスの向上が図られるものである。

(3) 補助対象事業について

規約第 2 5 条に定める福利厚生事業には、施設の経営、資金の貸付等の事業があり、同第 2 7 条に定める給付事業には、弔慰金、結婚祝金等の給付事業がある。

規約第 2 7 条に定める給付事業には、補助金を充当していないという理解であることから、補助対象とはしていない。

なお、平成 1 7 年度末には、給付事業のうち会員が退会又は死亡したときに、給付金を一時金又は年金として支給する互助給付金給付事業が廃止された。削除された規約第 3 3 条第 2 項では、会員の掛金の 1 0 0 分の 8 3 . 3 を互助給付金給付事業に充てるものとし、また、必要があるときは、これに必要な金額を加えることができるとされていた。

(4) 補助金の額について

補助金の額については補助金交付要綱第 3 条に基づき「会員掛金の額を基に市長が決定する。」としている。

これに基づき、会員掛金相当額を交付しており、会員掛金と補助金の互助会の収入における負担割合は概ね 1 対 1 である。

なお、他の政令指定都市(平成 1 8 年度末現在のものをいう。以下「政令市」という。)における補助金(負担金及び交付金を含む。以下この項において同じ。)の交付状況については、全ての政令市が互助会を通じて福利厚生事業の一部を行っており、会員掛金と補助金の負担割合は概ね 1 対 1 とし、会員掛金相当額を交付している政令市が大多数である。

平成 1 8 年度予算における調査では、当該事業の実施にあたり補助金を交付しているのは他の政令市中 1 3 市である。

(5) 貸付事業への繰出しについて

貸付事業について、市は、住宅貸付、災害貸付及び通勤貸付から成る貸付事業を職員の福利厚生のための基本的な事業として必要なものであると考え補助した。

貸付事業で保有する貸付資金の残額について、7,700 人余りの会員が地震等の大規模災害に見舞われたことを想定した場合には必要な金額であると認識してきた。

なお、大規模災害時の対応の例としては、ある政令市においては、職員に対し約15億円の貸付けを行ったと聞いている。

市としては、貸付事業が他の政令市中12市で実施されていること、貸付資金として、1億円から70億円の資金を持ち、うち、10億円以上の資金を保有している政令市が6市あり、貸付事業の保有資金額が確認できる11市の平均額は、約18億2,000万円であること及びその政令市の状況を踏まえ、はっきりとした目標額を設定してはいなかったが、他市とのバランスを考慮しつつ、積立してきたものであると理解していた。

(6) 積立基金への繰出しについて

積立基金について、市は、互助会が制定した「千葉市職員互助会資金積立基金規程」を妥当なものと考えていた。

また、財源が著しく不足する場合に備えた別途積立基金及び厚生施設の充実に図るための施設積立基金について、中長期的目的のための積立は必要であると考えたことから、補助は妥当であると判断した。

(7) 補助対象事業の見直しについて

平成16年度頃より、地方公務員の福利厚生制度に対して、いわゆる厚遇として見直しをすべきとの社会情勢となってきたことから、互助会事業の見直しを進め、17年度は貸付事業会計への積立や各種基金への積立を最小限とするなどし、18年度からは会員掛金を給料月額1,000分の10から1,000分の5に改め、また退職手当積立基金を除き、積立を廃止するほか、19年度からは千葉市職員互助会規則を制定し、補助金交付要綱においても補助対象事業をより明確にするなど、見直しを行っている。

今後とも、地公法の趣旨に則り、市職員の福利厚生を推進するとともに、市民視点、納税者視点に立って業務を推進していきたい。

3 関係人（互助会）の説明

(1) 16年度貸付金特別会計における貸倒引当金の不足について

16年度貸付金特別会計における貸倒引当金の不足について、住宅貸付資金借受者のうち2名が自己破産等により返済不能となったためのものであり、その内訳は39万3,654円及び144万6,365円である。

その結果、合計で184万19円が回収不能となり、引当金を取り崩して処理したものである。

(2) 今後の対応について

貸付事業特別会計、積立基金等は中長期的目的のもとにこれまで積み立ててきたが、内部で事業の見直しを行った。

その結果、貸付事業特別会計及び積立基金について必要性や必要額等を精査し、現段階でその目的がなくなったり薄れたと判断されるものについては、市に返還することを平成19年3月9日に理事会で議決した。

4 判断

(1) 互助会への補助金の交付手続等について

地公法第42条は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と定めているが、市は、福利厚生事業について、職員医務室の運営、ライフプランセミナーの実施等の事業については直接実施するほか、その一部を互助会を通じて実施している。

このように福利厚生事業の一部を、互助会を通じて実施しているところから、互助会の行う福利厚生事業には公益性がある。

互助会への補助金については、千葉市補助金等交付規則（以下「補助金交付規則」という。）及び補助金交付要綱に基づき、毎年度予算の範囲内において交付することとされている。

補助対象事業は、補助金交付要綱第2条の規定により、互助会の行う「福利厚生事業」であるが、互助会の行う事業には、規約第25条に定める福利厚生事業と第27条に定める給付事業とがあり、市は福利厚生事業を補助対象事業であるとし、給付事業は補助対象事業としていない。

次に、補助金の額は、補助金交付要綱第3条により「当該会計年度における会員掛金の額を基に市長が決定する。」とされているが、実際には、毎年度会員掛金の額と同額を基準とし、過去5年間については、会員掛金の額が給料月額額の1,000分の10であったことから、次のとおり補助金が交付されていた。

平成13年度	3億7,530万0,000円
平成14年度	3億7,897万4,000円
平成15年度	3億5,440万0,000円
平成16年度	3億3,400万0,000円
平成17年度	2億8,243万4,840円
合計	17億2,510万8,840円

補助金の交付決定から確定に至る手続については、補助金交付規則等所定の定めに従い、その手続が一応講じられていたことが認められる。

しかしながら、互助会から提出され、監査対象部局において補助金交付規則及び補助金交付要綱に照らし精査したとされる財務諸表等については、記載誤りを見逃している事例もあるほか、明確性に欠け、わかりにくい点があるにもかかわらず、市は是正措置を講じておらず、また、平成14年3月1日付け財政部長通知「補助金の執行事務の適正化について」（以下「財政部長通知」という。）に定める補助金の交付の必要性等についても、必要な審査が行われて

いたとは言えない。

以上のとおり、互助会への補助金の交付については問題があったものと認められ、以下補助対象事業外への補助金の使用の有無及び補助金の交付の必要性について検証することとする。

(2) 補助対象事業外への補助金の使用について

(1) で述べたとおり、給付事業は補助対象事業ではないが、過去5年間に給付事業に補助金が充当されていなかったかどうかについて、まず検証する。

表6は、過去5年間の給付事業の決算額及びそれに係る事業総務費の2分の1相当額を示したものである。

事業総務費の2分の1相当額を表示したのは、給付事業が互助会事業の総支出額の約2分の1を占めていることから、事業総務費のうちこれに相当する金額は補助対象経費に算入すべきではないので、その金額を算出したものである。

なお、差引きの2分の1相当額の算定にあたっては、事業総務費のうち平成13年度から16年度までの1,000万円及び平成13年度から17年度までの300万円は、積立基金に充当しているため、その金額を予め差引いている。

表7は、過去5年間の会員掛金の決算額を示したものである。

表6と表7を比較すると、各年度の給付事業の決算額及び事業総務費の決算額の2分の1相当額の合計は、表8のとおり各年度の会員掛金の決算額を上回っていることが確認できる。

表8に記載する各年度の差額は、会員掛金以外の金額が充当されている可能性があるが、保養所の使用料等である諸収入及び公益法人等からの負担金は給付事業から得られる収入ではないことから、これらを給付事業に充てることは適当でなく、補助金が充当されたとするのが相当である。

補助金交付規則第9条は、「補助事業者等は、・・・善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。」とされている。

また、同第17条は、「市長は、補助金等を他の用途への使用をし、又は、・・・補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」とされ、同第18条は、「市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合においては、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。」とされている。

したがって、表8に記載する各年度の差額の合計額については、補助対象事業の用途に使用されたものではないことから、返還を請求すべきである。

表 6

(単位:円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
給付事業費	51,947,000	53,578,000	58,547,000	67,520,000	65,240,000	296,832,000
互助給付金給付 事業特別会計	313,040,601	331,307,540	327,427,498	285,544,725	281,731,997	1,539,052,361
再任用職員等互助給付 金給付事業特別会計	0	0	2,151,747	2,531,686	4,266,312	8,949,745
事業総務費の 2分の1相当額	17,828,641	18,227,568	16,430,517	15,436,947	15,350,411	83,274,084
計	382,816,242	403,113,108	404,556,762	371,033,358	366,588,720	1,928,108,190

表 7

(単位:円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
会員掛金	357,746,270	357,362,800	352,854,140	345,700,730	343,214,790	1,756,878,730

表 8

(単位:円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
差額 (-)	25,069,972	45,750,308	51,702,622	25,332,628	23,373,930	171,229,460

(3) 貸付事業等に対する補助金の交付の必要性について

財政部長通知の留意事項では、「交付決定にあたっては、必要により交付先団体の財政状況も審査の対象として、特に多額の余裕資金、前年度譲与資金等がある団体については、必要に応じて補助金額の調整を行うこと。」とされている。

そこで、請求人が「貯め込み金」と主張する貸付事業特別会計及び積立基金についての必要性については、互助会の財政状況を把握して検討する必要がある。

ア 貸付事業特別会計

貸付事業特別会計の資産は、平成 13 年度末では 14 億 5,539 万 5,974 円、17 年度末では 15 億 7,995 万 6,370 円である。

一方、住宅貸付融資等の貸付残高は、平成 13 年度末では 4 億 3 6 1 万 3,100 円、17 年度末では 2 億 8,373 万 2,955 円となっている。

市は、貸付事業については阪神・淡路大震災のような大規模災害を想定して、基本金の増額が必要と判断していたが、目標額及び現在高に対する評価が示されていないこと、大規模災害時は、市民もまた被害に遭うが市民に対

する同様の施策は行われていないこと、さらに政令市の例における貸付事業の主体は互助会ではなく職員信用組合(金融機関)であることを勘案すると、平成13年度末の資産と貸付金残高との差額が10億5,178万2,874円に及ぶことから、それ以上基本金を増額したことは適当ではなく、市の補助の必要性を認めることは困難である。

イ 積立基金

別途積立基金の平成13年度末現在高は1億9,770万672円であり、17年度末現在高は2億7,525万5,672円である。

また、施設積立基金の平成13年度末現在高は1億9,770万673円であり、17年度末現在高は2億7,635万3,673円である。

監査対象部局の説明によれば、積立基金については中長期的な目的のために積立が必要と判断したとのことである。

しかしながら、上記アと同様、目標額及び現在高に対する評価が示されていないこと、決算額と予算額との相違の理由が示されていないこと及び基金の額が多額に及んでいることを勘案すると、これ以上の繰入の必要性は認められない。

また、施設積立基金については、平成19年2月末に職員会館が廃止されたこと等に伴い、現時点においては積立の理由や基金の存続の必要性を失っている状況である。

これらの繰出金について、監査対象部局は、その必要性や審査の経過について縷々説明するが、実際には補助金の額を会員掛金と同額とする以外に基準はなく、積立の必要性や適正な積立額等について審査した形跡も認められず、財政部長通知等に定めるチェック機能を果たすことなく積立が続けられ、補助金が交付されてきたのが実情と言わざるを得ない。

したがって、過去5年間の積立はその必要性がなかったものとするのが相当であり、これに対する補助金も必要性がなかったものである。

以上のとおりであるから、貸付事業特別会計及び積立基金に対する補助金については違法とまでは言えないが、著しく妥当性を欠き、不当な補助金の支出と認められることから、返還されるべきである。

(4) 返還請求額について

次に返還請求すべき額について検討する。

まず、補助対象事業以外の事業に充てられた補助金の額は、表8の合計欄に記載された1億7,122万9,460円である。

次に、貸付事業については、表3に記載されている充当額の合計1億5,000万円である。

次に、別途積立基金及び施設積立基金については、請求人の主張では、過去5年間の2つの基金の繰入額の合計を1億3,060万8,000円としているが、各年度の決算関係資料により確認したところ、表5の計の欄に記載のとおりであ

り、別途積立金は8,475万5,000円、施設積立金は8,585万3,000円である。

したがって、返還請求すべき額については、表9のとおりとする。

表9

(単位：円)

補助対象事業以外の事業に充てられた補助金	171,229,460
必要性がなく返還されるべき補助金(+ +)	320,608,000
貸付事業特別会計への繰出金	150,000,000
別途積立基金への繰出金	84,755,000
施設積立基金への繰出金	85,853,000
合計(+)	491,837,460

なお、監査の対象事項を過去5年間に支出された補助金としたところであるが、自治法第236条第1項の規定により金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅するものである。

5 結論

本件請求には理由があるものと認め、自治法第242条第4項の規定に基づき、次の措置を平成19年5月27日までにするよう勧告する。

- (1) 過去5年間に互助会に対し支出した補助金のうち、表9の「補助対象事業以外の事業に充てられた補助金」に記載の金額1億7,122万9,460円について、補助金交付規則第17条の規定に基づく交付決定の一部取消及び同第18条の規定に基づく返還請求を行うこと。
- (2) 過去5年間に互助会に対し支出した補助金のうち、表9の「必要性がなく返還されるべき補助金」に記載の金額3億2,060万8,000円について、返還請求を行うこと。

6 意見

今後の互助会への補助金については、補助金交付規則、補助金交付要綱、財政部長通知等に基づき、互助会の財政状況を的確に把握し、適正に交付されたい。

互助会の事業については、平成18年度及び19年度において補助対象事業や補助率の明確化等見直しが図られているが、今後とも職員の福利厚生事業については他都市との権衡や社会情勢を踏まえ適正な範囲のものとするとともに、福利厚生事業が地公法第42条に定める地方公共団体の義務であることに鑑み、互助会に対する市の経費負担のあり方について検討されたい。